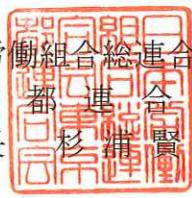


2023年4月12日

東京都商工会連合会  
会長 山下真一様

日本労働組合総連合会  
東京都連合会  
会長 杉浦賢次



## 要 請 書

貴団体の諸事業の推進ならびに会員への熱心な支援に深く敬意を表します。また、日頃より連合東京の活動に対し、格段のご理解とご協力を頂いておりまこと厚く感謝申し上げます。

日銀が先月に発表した2月の企業物価指数は、一部、政府の経済対策の効果で電気代やガス代金などが抑えられたことなどから1月の上昇率9.5%からは縮小したもの、119.3で前年同月比8.2%上昇し、依然として高い水準が続いている。また、東京商工リサーチが4月10日に発表した2022年度全国倒産件数は、前年度15%増の6,880件と3年ぶりに增加了。その要因としては、コロナ禍で受けた「ゼロゼロ融資」の返済が本格化、物価高と人手不足で再建を断念したケースも多いという。

また、生活に関わる食品や消耗品、生活雑貨の全ての価格が引き上げられ、政府の経済対策の効果はあるものの、ガソリンや電気・ガス代金なども引き上げられ、これまでにならない物価上昇の環境にあります。

新型コロナウィルス感染症対策は規制が緩和され、少しずつ経済活動も戻りつつあり、旅客運送産業、宿泊産業、百貨店業等はコロナ以前の9割近くの水準まで回復傾向にあります。一方で飲食業やサービス業、外食業においては働き手として従業員が足りず、企業経営にも大きな影響を及ぼしています。

2023春季生活闘争は、我々勤労者・生活者を取り巻く円安、物価高、新型コロナ禍と言われる三重苦の中で「働きの価値に見合った賃金水準への引上げ」、「全ての働く者の立場にたった働き方への改善」、「中小労組支援と適正取引の推進」と連合東京は、働くことを軸とする安心社会の実現に向け、すべての組合で要求書を提出し、労使でしっかりと対話し、明るい未来を創る運動を展開する必要があると考え、「月例賃金」、「賃金水準」、「底上げ」、「底支え」等にこだわりながら取り組みを進めています。

そして、サプライチェーン全体で生み出した付加価値を適正に分配し、お互いの価値を認め合う公正な社会の実現に向けた取り組みを推進させる必要があると考えています。とりわけ、今春闘では、大手企業から中小企業、親会社から子会社・孫会社に対するモノへの適正な価格転嫁ができる環境づくりに向けて積極的に取り組み、価格転嫁なしに賃上げも経済回復もあり得ません。

このような観点から、連合東京は貴、東京都商工会連合会に対し以下の要請を行います。是非とも本趣旨をご理解頂き、連合東京の要請内容を各会員の皆様にご報告頂くとともに、ご指導・助言などの取り組みをお願い申し上げます。

記

## 1. 日本経済の自律的成長の実現に向けた積極的な賃上げ

中小企業の景気回復は産業別にバラツキがあり、厳しい経営環境にある企業が多いのが実情です。未だロシアによるウクライナ侵攻が続く中、世界的に景気や消費、そして企業活動の停滞等、経済活動に悪影響を及ぼし、先行きが不透明ではありますが、このような時こそ、すべての働く者の生活を維持し、従業員の精勤に報い、内需を拡大することで、日本経済の自律的成長を実現する必要があります。昨年度に引き続き積極的な賃上げが必要です。会員の皆様に対し、魅力ある労働環境づくりによる人材確保の観点を強調したご指導・助言を要請します。

## 2. 取引関係の適正化に向けた取り組み

連合は「取引の適正化」、「サプライチェーン(バリューチェーン)で生み出された付加価値の適正配分」、「お互いの価値を認め合う公正な社会の実現」に向けて、今年も積極的に取り組みを推進します。特に中小企業においてのモノの価格転嫁を阻害するような、親会社から子・孫会社、大手企業から中小企業への買い叩き、受領拒否、返品、代金支払い遅延、等、下請け法が禁止をする「下請けいじめ」などの不公正取引行為の撲滅に向けて今春季生活闘争でも、お互いの価値を認め合う公正な社会の実現に向けて社会的な環境醸成を図ります。

ぜひ、会員の皆様へご指導、注意喚起を徹底して頂くとともに、中小企業経営者の公正取引に関する様々な声をこれまで通り、より強く監督官庁に届ける中、取引関係の適正化への行政事業強化を要請して頂きたくお願ひをいたします。

## 3. 「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善

2023年4月1日からの月60時間以上の時間外労働に対する割増賃金率50%の中小企業への適用開始、2024年4月1日からの自動車運転業務や建設業等に関わる人たちへの年間時間外労働時間の上限規制と月60時間以上時間外労働に対する割増賃金率の引き上げ問題やインターバルの規制問題など、会員の皆様に対する各法の主旨を踏まえた具体的なご指導・助言を要請します。

## 4. 「雇用形態に関わらない公正な待遇」の確保

すべての企業に「正規雇用労働者と有期雇用契約労働者の間の不合理な待遇格差の禁止」の法規定が適用され、同一企業内において、正規雇用労働者と有期雇用契約労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者等)との基本給や賞与などの不合理な待遇格差が禁止されています。また、有期雇用労働者の無期転換ルールへの対応、労働者派遣法の期間制限ルールへの対応など、今一度しっかりと法律を遵守して頂きます事も要請します。

## 5. 人権デュー・ディリジェンスへの取り組み

2023春季生活闘争の交渉を通じて、人権デュー・ディリジェンスを周知し、グループ企業や関連企業、サプライヤーなど人権への負の影響がないよう労使でしっかりと取り組むよう要請いたします。

以上